保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症により保育所を欠席した場合の保育料減免措置の 一部取り扱いの変更について

宝塚市保育事業課

平素は本市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため保育施設を欠席した場合の保育料減免措置の取り扱いについて一部改めますことをご案内いたします。

記

- 1 対象となる欠席の事由・期間 減額対象となる場合と減額する期間は以下のとおりです。
 - ① 児童本人または同居家族が陽性または濃厚接触者となった場合 対象期間:児童本人または同居家族が保健所等の公的機関から療養・待機を指示された期間
 - ※兵庫県が実施している自主療養登録センターに登録している場合を含む。
 - 自主療養登録センターの登録には、指定の抗原抗体検査キットを用いて陽性を確認する等、条件があります。詳細は以下の兵庫県の HP を参照してください。 (https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona/kithaihujisyuryouyou.html)
 - ※有症状患者の発症日からの療養期間が令和4年9月7日以降、10日間から7日間に変更になりましたが、厚生労働省から10日間が経過するまでは感染リスクが残存し感染予防行動の徹底がお願いされていることから、引き続き欠席される場合については、10日間までを保育料減免措置の対象とします。
 - ② 児童本人または同居家族が医師や保健所等の判断により公費また保険診療による PCR 等の検査を受けた場合
 - 対象期間:検査日または発熱等症状のあった日から検査結果が出るまでの期間(結果の陰性/陽性を問わない)
 - ※原則として、自由診療による自費検査や企業が自主的・定期的に従業員に対して 行う検査は対象外。
 - ③ 市が自宅での保育を要請している場合や保育所がクラス・園単位で休園している場合

対象期間:要請や休園の期間

- ※市や園が要請ではなく、単に「自宅での保育に協力をお願い」している場合は対象外。
- ④ 上記のほか、関係機関や医師などの専門的立場の者が感染の疑いがあると判断した場合(保護者の自己判断は対象外)

対象期間:①~③に準じる期間

- ※例えば、児童本人が陽性となった後、児童の療養・待機期間中に同居家族が新たに陽性・ 濃厚接触者となった場合は、児童の療養・待機期間の他、同居家族の療養・待機期間に ついても減免の対象とします。(①の期間の繰り返し。)
- ※いずれの場合も、1日の全てを欠席した場合を減免の対象とします。
- ※延長保育料については、①~④により延長保育を利用しなかった日を対象とします。 (小規模保育事業所及び認定こども園での取り扱いについては、各保育施設にご確認 ください。)

2 減免の方法

従来の取り扱いから変更はありません。

保育料については、一旦通常どおりの金額を納付いただき、減免は、市が対象者及び対象の日数について各保育施設等に確認した結果から金額を計算し、これに基づいて施設から保育料を還付することで行います。

※保護者様より、保育事業課へご連絡いただくことはございません。

3 その他

今後の取り扱いの変更については、市ホームページにてご案内します。

4 お問い合わせ

宝塚市保育事業課 Tel: (0797)77-2037